

役員 の 慶 弔 に 関 す る 内 規

- 1 本連盟の役員が退任した場合、次の規定(内規)により感謝状・記念品を贈呈して感謝の意を表す。
 - (1) 会長・副会長・理事長・理事が退任の場合は、感謝状と記念品を贈る。
 - (2) 評議員・専門部長として2年以上在任し退任の場合は、感謝状を贈る。
- 2 その他本連盟の発展充実のために、積極的に協力された方が退任され、感謝状・記念品を必要とする場合は、理事会・評議員会に諮りこれを行う。
- 3 緊急を要する場合、会長の判断により処理し、理事会・評議員会に報告する。
- 4 この内規に該当する方については、評議員会の場合は後任評議員の所属中体連からの申請書提出をもって根拠とし、会長・理事・専門部長などについては、事務局の調査によって根拠とする。
- 5 申請書は形式を定めぬが、氏名・在任年限・勤務校を記すこととする。
- 6 この内規は、昭和48年4月1日より適用する。(平成19年2月23日一部改正)

九州・全国大会派遣費配分内規

全国・九州大会参加選手に対する国庫・県費の補助金による派遣費の配分については、次の通りとする。

1 対象種目

全国・九州中体連が主催する次の種目とする。

男子競技……陸上競技・水泳・バスケットボール・サッカー・ハンドボール・軟式野球・体操(新体操)・バレーボール・ソフトテニス・卓球・バドミントン・ソフトボール・柔道・剣道・相撲・
駅伝・空手道の17競技とする。

女子競技……陸上競技・水泳・バスケットボール・ハンドボール・体操(新体操)・バレーボール・ソフト
テニス・卓球・バドミントン・ソフトボール・柔道・剣道・駅伝・空手道の14競技とする。

2 対象人員

対象人員については、全国・九州大会の要項及び開催基準に規定する参加制限に従い、登録人数とする。

3 配分方法

全補助金額を全国1，九州2の割合で計算し、その年度の出場人員の均等配分とする。本県開催の場合は半額とする。

4 手続き

※ 平成18年度から、補助金が全額削減されたため、配分は実施されない。